

行政事業レビューシート サブシート

事業番号 当初 1 - 4

予算事業名	犯罪被害給付金等	事業開始年度	昭和55年度	作成責任者		
担当部局庁	警察庁	担当課室	給与厚生課 犯罪被害者支援室	給与厚生課長 横内 泉		
会計区分	一般会計	上位事業	長官官房			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 ・オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律	関係する計画、通知等	-			
事業概要 (5行程度以内)	通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死亡、重傷病又は傷害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない被害者等及びオウム真理教による犯罪の被害者等に対し、国が一定の給付金を支給する。					
実施状況	平成21年度の支給件数は、犯罪被害給付金689件(うち遺族給付金336件、重傷病給付金230件、障害給付金123件)、オウム真理教犯罪被害者等給付金3,498件となっている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1,243	2,139	3,143	2,063	1,809
	執行額	999	2,096	2,550		
	執行率	80%	98%	81%		
	総事業費(執行ベース)	999	2,096	2,550		
自己点検 (使途の把握水準や見直しの余地等)	犯罪被害者等給付金及びオウム真理教犯罪被害者等給付金は、都道府県公安委員会による裁定の結果に基づき警察庁が支出していることから、支出先については把握している。なお、給付金の額は、法令によりその算定方法が定められている。					
資金の流れ / 費目・使途	警察庁 2,550百万円 (犯罪被害者等給付金等の支給) ↓ ↓ A. 犯罪被害者等給付金申請者(689人) 1,339百万円 B. オウム真理教犯罪被害者等給付金申請者(3,498人) 1,211百万円 (遺族、障害、重傷病給付金) (死亡、障害、重傷病給付金)			A. 犯罪被害者等給付金申請者		
	費目	使 途		金 額 (百万円)		
	犯罪被害給付金	犯罪被害者等給付金		1,339		
	計			1,339		

【A . 上位10者の支出先】					
支出先	内 容	金 額 (百万円)	支出先	内 容	金 額 (百万円)
B. オウム真理教犯罪被害者等給付金申請者			【B. 上位10者の支出先】		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	支出先	内 容	金 額 (百万円)
犯罪被害 給付金	オウム真理教犯罪被害者等給付 金	1,211			
計		1,211			
費 目	使 途	金 額 (百万円)	支出先	内 容	金 額 (百万円)
計		0			

Aブロック以外の
の支出先等
(1枚目に収ま
らない場合)

犯罪被害給付制度の概要

趣旨

故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援しようとするもの。

根拠法

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)
(改正:平成13年4月及び平成20年4月)

日本国内において行われた
人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失を除く)により

被害者が重傷病になった場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

重傷病給付金

医療費の自己負担相当額

+

休業損害を考慮した額
(休業加算基礎額 × 休業日)

を1年を限度として支給

上限額: 120万円

障害給付金

障害給付基礎額

(被害者の収入日額を基礎として算出)

×

倍数

障害等級1級(常時介護) 2880倍
14級 50倍

(最高額～最低額)

3,974.4～18万円

遺族給付金

遺族給付基礎額

(被害者の収入日額を基礎として算出)

×

倍数

生計維持関係遺族
0人 1000倍
4人 2450倍

死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額も併給

(最高額～最低額)

2,964.5～320万円

被害者本人

重傷病: 加療1か月以上、かつ、3日以上
上の入院(3日以上労務に服することができない程度の精神疾患)

被害者本人

遺族(順位は番号順)

配偶者、(生計維持関係のある) 子、
父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、
(生計維持関係のない) 子、父母、
孫、祖父母、兄弟姉妹

申請

- 住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請。
- 日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者が申請可能。

支給制限

- 被害者と加害者の間に親族関係があるとき
- 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき
- 被害者又はその遺族等と加害者との関係その他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき

調整

労働者災害補償保険法その他の法令により給付が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合、その額の限度において給付金を調整。

除斥期間

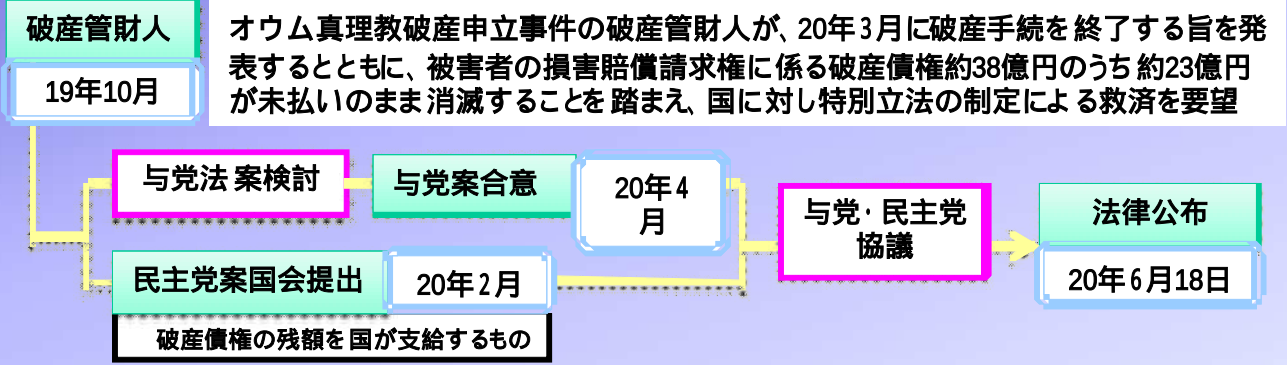
申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。やむを得ない理由があれば、その理由のやんだ日から6月以内は申請できる。

仮給付

犯人が不明であるなど速やかに裁定することができない事情があるときは、仮給付金を支給。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための
給付金の支給に関する法律(概要)

経緯



法律の概要

趣旨	地下鉄サリン事件等の無差別大量の殺傷行為が悪質重大なテロリズムであり、これにより不特定多数の者が被った惨禍が未曾有のものであること 教団に立ち向かった者やその家族が、教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっていること 国において被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする																
対象者	地下鉄サリン事件、松本サリン事件等 全8事件																
給付金	見舞金的性格の給付金を国から支給。その額は被害類型に応じた定額 <table><tr><td>死亡</td><td>2,000万円</td></tr><tr><td>障害</td><td></td></tr><tr><td>イ 介護を要する障害(1・2級)</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td>ロ 重度の障害(1～3級で、イ以外のもの)</td><td>2,000万円</td></tr><tr><td>ハ その他の障害(4～14級)</td><td>500万円</td></tr><tr><td>傷病(死亡・障害をもたらすものを除く。)</td><td></td></tr><tr><td>イ 重傷病(通院加療1月以上の傷病)</td><td>100万円</td></tr><tr><td>ロ 重傷病以外の傷病(通院加療1日以上1月未満の傷病)</td><td>10万円</td></tr></table>	死亡	2,000万円	障害		イ 介護を要する障害(1・2級)	3,000万円	ロ 重度の障害(1～3級で、イ以外のもの)	2,000万円	ハ その他の障害(4～14級)	500万円	傷病(死亡・障害をもたらすものを除く。)		イ 重傷病(通院加療1月以上の傷病)	100万円	ロ 重傷病以外の傷病(通院加療1日以上1月未満の傷病)	10万円
死亡	2,000万円																
障害																	
イ 介護を要する障害(1・2級)	3,000万円																
ロ 重度の障害(1～3級で、イ以外のもの)	2,000万円																
ハ その他の障害(4～14級)	500万円																
傷病(死亡・障害をもたらすものを除く。)																	
イ 重傷病(通院加療1月以上の傷病)	100万円																
ロ 重傷病以外の傷病(通院加療1日以上1月未満の傷病)	10万円																
支給裁定	被害者等の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、申請に基づき裁定																
申請期間	申請は、法の施行の日から2年を経過したときは、することができない。																
求償	国は、給付金の支給額の限度において、給付金の支給を受けた者が有する対象事件に係る損害賠償請求権を取得																
検討	国は、テロリズムによる被害者の救済の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。																
施行日	公布の日から6月を経過した日(平成20年12月18日)から施行。ただし、国家公安委員会による資料提出の求めの規定等は公布の日から施行																